



タフ・見守るクルマの保険(ドラレコ型)

ご自身やご家族のみなさまのおケガをしっかりと補償する 人身傷害保険まるごとガイド

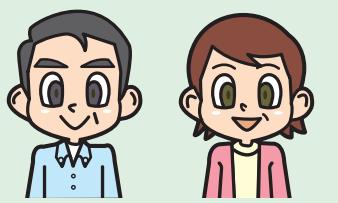
人身傷害保険の4つのポイント

1
ココがポイント!

治療関係費や休業損害、精神的損害、逸失利益などを補償します。

3
ココがポイント!

自動車事故によるおケガはもちろん、オプションで自動車事故以外の交通事故等でのおケガも補償します。

2
ココがポイント!

ご家族のみなさまが補償の対象となります。

4
ココがポイント!

オプションで、事故後の生活を支えるさまざまな費用に備えられます。

詳しくは中面をご覧ください

あいおいニッセイ同和損保の人身傷害保険はお客さまご自身

ココがポイント!

1

自動車事故により死傷したことによる治療関係費や休業損害、精神的損害、逸失利益などを補償します^(注1)。

(注1) 保険金額(ご契約金額)を限度に保険金をお支払いします。なお、労働者災害補償制度から給付がある場合は、その給付額を差し引いてお支払いします。治療関係費、休業損害、精神的損害、逸失利益等の認定は、普通保険約款に定める人身傷害条項損害額基準に従い当社で行いますので、相手の方の賠償基準と異なる場合があります。

お支払対象となる損害

傷害による損害	救助捜索費 積極損害 治療関係費 ^(注2) 文書料 その他の費用	後遺障害による損害	逸失利益 ^(注3) 精神的損害 将来の介護料 家屋の改造費 その他の損害	死亡による損害	葬儀費 逸失利益 ^(注3) 精神的損害 その他の損害
---------	---	-----------	---	---------	--

(注2)①応急手当費 ②護送費 ③診療費および施術料 ④通院費、転院費、入・退院費 ⑤看護料 ⑥入院中の諸雑費 ⑦義肢等の費用 ⑧診断書等の費用をいいます。

(注3)交通事故等で死亡したり、後遺障害を被らなければ、これから先、当然得られたであろうとされる経済的利益の損失のことをいいます。

ココがポイント!

2

ご家族のみなさまが補償の対象^(被保険者)となります。

■被保険者(補償の対象となる方) ※自動車事故特約または交通事故特約をセットした場合

被保険者は記名被保険者およびそのご家族の方(下記Ⓐ～Ⓓの方)や、ご契約のお車に乗車中の方となります。

Ⓐ記名被保険者



Ⓑ記名被保険者の配偶者



Ⓒ記名被保険者またはその配偶者の同居の親族



Ⓓ記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚^(注)のお子さま



(注)「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

※1 ご契約のお車の自動車事故により死傷し、かつ、自動車損害賠償保障法(以下、自賠法といいます)第3条に基づく損害賠償請求権が発生しない場合に、自賠法第2条第3項に定める保有者・自賠法第2条第4項に定める運転者も被保険者となります。

※2 自動車事故特約または交通事故特約をセットした場合、記名被保険者およびそのご家族の方が自ら運転者として運転中の他人の自動車に乗車中の方(ただし、記名被保険者およびそのご家族の方の使用者の業務(家事を除きます)のために運転中の、その使用者の所有自動車に乗車中の方を除きます)も補償の対象になります。また、交通事故特約をセットした場合、「自動車事故以外の交通事故」については、記名被保険者およびそのご家族の方が被保険者となります。

※3 自動車事故特約または交通事故特約をセットしない場合、ご契約のお車に乗車中の方が被保険者となります。

※4 「傷害一時金特約」「傷害一時金倍額払特約」「入院・後遺障害時における人身傷害諸費用特約」「人身傷害家族臨時交通費用特約」の被保険者には胎児を含みません。

複数のご契約があるお客さまへ

●自動車事故特約、交通事故特約は、1つのご契約のみにセットしていれば、記名被保険者またはそのご家族の方が下記の事故にあわれた場合も補償されます。また、傷害一時金特約、傷害一時金倍額払特約、入院・後遺障害時における人身傷害諸費用特約は、自動車事故特約または交通事故特約をセットしていれば、記名被保険者またはそのご家族の方が下記の事故にあわれた場合も補償されます。

①自動車事故特約をセットしている場合：歩行中や特約の条件を満たす他人の自動車に乗車中等の自動車事故

②交通事故特約をセットしている場合：「上記①の自動車事故」および「自転車に乗車中や駅構内の階段で転んでケガをした場合等の自動車事故以外の交通事故」

この場合、複数のご契約があるときは、他のご契約によって補償することも可能なため、重複部分の保険料が無駄になることがありますので、ご契約に際してはご確認ください。

※1 これらの特約については、記名被保険者またはそのご家族の方が所有する他の自動車に、自動車事故特約または交通事故特約をセットしないことで重複部分をなくすことができます。

※2 複数あるご契約のうち、自動車事故特約または交通事故特約を1つのご契約のみにセットしている場合は、そのご契約が解約となったときや、ご家族の状況変化(同居から別居への変化等)があったときに、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

●犯罪被害事故特約は、1つのご契約のみにセットしていれば、記名被保険者またはそのご家族の方がこの特約の支払対象事故にあわれた場合も補償されます。この場合、複数のご契約があるときは、他のご契約によって補償することも可能なため、重複部分の保険料が無駄になることがありますので、ご契約に際してはご確認ください。

※複数あるご契約のうち、犯罪被害事故特約を1つのご契約のみにセットしている場合は、そのご契約が解約となったときや、ご家族の状況変化(同居から別居への変化等)があったときに、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

やご家族のおケガをしっかりと補償します。

ココがポイント!
3

自動車事故により死傷した場合はもちろん、オプション特約をセットすることで
自動車事故以外の事故で死傷した場合も補償します。

■補償の対象となる事故

人身傷害保険(自動車事故特約セット)

1 ご契約のお車に 乗車中の事故



2 他人の自動車^(注1)に 乗車中の事故^(注2)



3 歩行中・自転車 乗車中などの 自動車事故



⚠️ 自動車事故特約をセットしない場合は、上記 2 3 の事故は対象となりません。

+ 交通事故特約

4 自転車乗車中に ケガをした



5 駅構内の階段で 転んでケガをした



上記 1 2 3 の事故に加え、「自動車事故以外の交通事故」により、被保険者が死傷した場合に、人身傷害保険に定める支払保険金の計算方法および普通保険約款に定める人身傷害条項損害額基準に基づいて保険をお支払いします。

※上記 4 5 の事故も補償の対象とする場合は、自動車事故特約に代えて交通事故特約をセットしていただきます。なお、4 5 の傷害による損害については、普通保険約款に定める人身傷害条項損害額基準のうち、積極損害(治療関係費等)のみお支払いの対象となり、「休業損害」「精神的損害」はお支払いの対象となりません。

+ 犯罪被害事故特約

6 通り魔等の犯罪事故によって ケガをした



日常生活において犯罪行為(第三者による人の生命・身体を害する意図をもって行われた行為)を受け、被保険者が死傷した場合に、人身傷害保険に定める支払保険金の計算方法および普通保険約款に定める人身傷害条項損害額基準に基づいて保険をお支払いします。

※自動車事故特約または交通事故特約をセットしたご契約にセット可能です。

(注1)「他人の自動車」には次の①～④に該当する方が所有または常時使用する自動車は含まれません。

①: 記名被保険者 ②: ①の配偶者 ③: ①または②の同居の親族 ④: ①または②の別居の未婚(これまでに婚姻歴がないことをいいます)の子
ただし、④の方が所有または常時使用する自動車は、④の方が自ら運転者として運転中の場合に限り、「他人の自動車」に含まれません。

(注2) 他人の自動車を運転中の事故について他車運転特約でお支払いできる場合は、自動車事故特約または交通事故特約による人身傷害保険金については重ねてお支払いしません。

ココがポイント!

4

人身傷害対象事故時にお役に立てる

オプション特約をセットできます。

オプション

入院・後遺障害時における人身傷害諸費用特約



人身傷害対象事故に伴い、事故後の生活を支えるために必要な次の 1 2 の費用保険金をお支払いします。

1 入院時人身傷害諸費用保険金

被保険者が傷害を被り入院した場合に、次の費用をお支払いします。

費用の種類	支払限度額	被保険者 1名につき 左記①～⑧を 合計して 200万円限度
①ホームヘルパー雇入費用	1日あたり2万円	
②介護ヘルパー雇入費用	1日あたり2万円	
③ベビーシッター雇入費用	③・④を合計して	
④保育施設預け入れ費用	1日あたり2万円	
⑤ペットシッター雇入費用	⑤・⑥を合計して	
⑥ペット専用施設預け入れ費用	1日あたり2万円	
⑦差額ベッド費用	1日あたり2万円	
⑧転院移送費用	転院1回分かつ100万円	

※ペットは、犬または猫に限ります。

2 後遺障害時人身傷害諸費用保険金

被保険者が特約に定める後遺障害を被った場合に、次の保険金をお支払いします。

保険金の種類	支払保険金の額
リハビリテーション訓練等保険金	支払対象期間 ^(注1) 中のリハビリテーション訓練等 ^(注2) の期間1か月につき定額5万円
福祉機器等取得費用保険金	支払対象期間 ^(注1) 中に負担した福祉機器等 ^(注3) の取得費用の実額(1事故、被保険者1名につき500万円限度)

(注1) 後遺障害の症状固定日の属する月を含め36か月以内、かつ、後遺障害の症状が固定してから最初に取り組んだリハビリテーション訓練等を開始した月または最初に福祉機器等を取得した月を含め24か月以内の期間をいいます。

(注2) 後遺障害により事故前の仕事が続けられなくなり、新たな仕事に就くために受講した職業訓練や資格取得講習等をいいます。

(注3) 福祉車両、電動車いす、障がい者用パソコン等をいいます。

オプション

傷害一時金特約

人身傷害対象事故により、被保険者が傷害を被った場合に、治療日数や傷害の部位・症状に応じて、次の一時金をお支払いします。



●治療日数が4日以内の場合…1万円

●治療日数が5日以上の場合…下表のとおり

被保険者が被った傷害	支払保険金の額
1 打撲、挫傷、擦過傷、捻挫等、下記2～4以外のもの	10万円
2 骨折・脱臼、神経損傷(脳・眼・頸髄・脊髄以外の部位)、上肢・下肢の腱・筋・靭帯の断裂	30万円
3 上肢・下肢の切断、眼球の内出血または血腫、眼の神経損傷、眼球の破裂	50万円
4 脳挫傷等の脳損傷、頭蓋内出血または頭蓋内血腫、頸髄損傷、脊髄損傷、胸部・腹部の臓器損傷	100万円

おすすめ 上記の支払保険金の額が「2倍」となる「傷害一時金倍額払特約」もあります。

人身傷害保険をセットしていれば相手の方からの賠償に先行して保険金額の範囲内で、お客様の損害の額をお支払いします

自動車事故によりケガをした場合、人身傷害保険のセットの有無によりどのくらいご負担額に差が出るのでしょうか。



出合頭の自動車事故によりケガをしてしまいました。
長期入院と通院で、仕事もできない…。

例えば、右記の事故で責任割合が
A 50 : B 50 となった場合…

交差点で出合頭の衝突。Aさん Bさん共に全治3か月のケガ。

Aさん Bさん共に損害の額(治療関係費・休業損害・精神的損害等)は、それぞれ **250万円**でした。



同じ境遇なのに、自己負担額に大きな差が出ます!

人身傷害保険をセットしていた(Aさん)

- 保険金額の範囲内で、損害の額250万円が**人身傷害保険**から支払われます。
- 相手の方との示談を待たずに人身傷害保険で保険金をお支払いします。Bさんへの請求は当社が行います。



◎人身傷害保険から支払われた
保険金(治療関係費・休業損害・
精神的損害等) 250万円

Aさんの自己負担額は0円

人身傷害保険をセットしていなかった(Bさん)

- 人身傷害保険をセットしていないので、Bさんの過失分(50%)は補償されません。



◎Aさんの自賠責保険・自動車保険から
支払われた保険金 125万円
(Bさんの損害の額(治療関係費・休業損害・慰謝料等)合計250万円に対して、Aさんの責任割合分50%が支払われます)

Bさんの自己負担額は125万円

※人身傷害保険でいう損害の額は、普通保険約款に定める人身傷害条項損害額基準に従い当社で算出したものをいいますので、対人賠償保険の損害賠償の額と異なる場合があります(上記具体例は、それぞれの額が同一の場合となります)。

人身傷害保険の保険金お支払方法

相手の方がある事故の場合

相手の方からの賠償に先行して当社が保険金額の範囲内で、お客様の損害の額をお支払いします。



お客様へのお願い
お客様の損害の額を相手の方の賠償に先行してお支払いするために、「相手の方の有無」・「過失の有無」にかかわらず、事故の際はただちに代理店・扱者または当社へご連絡くださいますようお願いします。

⚠️ 当社が保険金をお支払いしたときは、当社は次の①または②のうちいずれか少ない額を限度としてお客様が取得する債権を取得します。
①当社が支払った保険金の額
②お客様が取得する債権の額(①の額が損害の額^(注)に不足する場合は、債権額から不足額を差し引いた額)
(注)訴訟等で人身傷害条項損害額基準と異なる基準で算出された場合はその額

ご案内

- 相手の方からの賠償に先行して、人身傷害保険における損害の額にお客さまの責任割合を乗じた額を保険金としてお支払いする方法もあります。
- 相手の方との示談等の後に保険金をお支払いする方法もあります。

単独事故の場合

当社が保険金額の範囲内で、お客様の損害の額をお支払いします。

人身傷害保険の保険金額は十分ですか?

万が一の事故のとき、どのくらいの損害が発生するのでしょうか?

具体例

会社員のCさん(38才)はドライブ中に操作を誤り車ごと転落し、死亡してしまいました。



損害の額
8,374万円

事故原因		車ごと転落した自損事故により死亡
被保険者	年令	38才
	性別	男
	職業	会社員
	年収	503万円 ^(注1)
	被扶養者	妻、子ども1人
Cさんがセットしていた人身傷害保険の保険金額		3,000万円
損害の額 (注2)	精神的損害	2,000万円
	逸失利益	6,274万円
	葬儀費	100万円
	損害の額	計8,374万円

(注1) Cさんの年収が当社普通保険約款人身傷害条項損害額基準に定める年令別平均給与額の年相当額の千円位を四捨五入した額と同額である場合の事例です。

(注2) 当社普通保険約款人身傷害条項損害額基準により算出。

損害の額は8,374万円でしたが、
人身傷害保険のお支払いは
3,000万円



損害の額
8,374万円



人身傷害保険金を受け取っても
5,374万円も不足しています

人身傷害保険の保険金額設定の目安

POINT

万が一の事故でも十分な補償が得られるように、保険金額は十分な金額で設定してください。
なお、重度後遺障害^(注)を被った場合は保険金額「無制限」で補償します。

保険金額はお車に乗車される方の年令、収入、扶養家族の有無等に基づいて、右記各年令別の「総損害額例」を参考に十分な金額で設定することをおすすめします。

(注) 重度後遺障害とは、神経系統や胸腹部臓器の機能等に著しい障害を残し、介護を要する場合をいいます。

【総損害額例】各年令別の損害の額の目安

年令	扶養家族	死亡された場合
25才	有(1名)	1億円
	無	8,000万円
35才	有(2名)	9,000万円
	無	7,000万円
45才	有(2名)	8,000万円
	無	7,000万円
55才	有(2名)	7,000万円
	無	6,000万円
65才	有(1名)	5,000万円
	無	4,000万円

保険金額を見直したり、オプション特約を追加した場合、保険料はどれくらいになるの？

具体的な保険料は下記のご契約例をご参照ください。

人身傷害保険の保険金額を見直した場合の保険料の目安



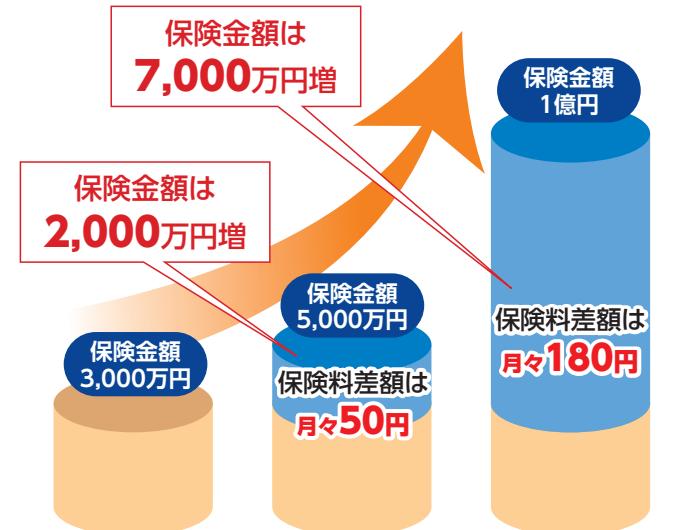
人身傷害保険の
保険金額を見直したら
保険料はどれくらいに
なるの？

人身傷害保険の保険金額を3,000万円から
5,000万円、1億円と変更した場合の差額保険料

人身傷害 保険金額	保険料	人身傷害保険金額 3,000万円との差額
3,000万円	月々5,080円	—
5,000万円	月々5,130円	月々 50円
1億円	月々5,260円	月々180円

※上記保険料は右記のご契約内容での保険料です。

人身傷害保険以外の補償も含まれています。



さらに

各オプション特約を追加した場合の保険料は…

右記のご契約内容(人身傷害保険金額5,000万円、
保険料月々5,130円)の場合

セットするオプション特約	保険料	差額 ^(注1)
入院・後遺障害時における 人身傷害諸費用特約	月々5,260円	月々+130円
傷害一時金特約	月々5,300円	月々+170円
傷害一時金倍額払特約 ^(注2)	月々5,470円	月々+340円
交通事故特約 ^(注3)	月々5,430円	月々+300円
犯罪被害事故特約	月々5,150円	月々 +20円

(注1) 上記差額は右記のご契約内容にオプション特約をセットした場合の差額です。セットするオプション特約が2つ以上の場合には異なる場合があります。

(注2) 傷害一時金特約にあわせてセットします。

(注3) 自動車事故特約に代えて交通事故特約をセットします。

■ご契約内容(タフ・クルマの保険)

(始期日:令和4年1月、保険期間1年)

○自家用普通乗用車 20等級・事故有係数適用期間0年、35才以上補償、記名被保険者年令別料率区分:40~49才、料率クラス:車両クラス7、対人・自損クラス7、対物クラス7、傷害クラス7、初度登録年月:令和4年1月、新車割引、ASV割引、運転免許証の色:ゴールド、使用目的:日常・レジャー使用

○補償内容 対人賠償保険:無制限、対人臨時費用特約:あり、対歩行者等傷害特約:あり、対物賠償保険:無制限(免責金額なし)、対物超過修理費用特約:あり、人身傷害保険:上記のとおり、自動車事故特約:あり、車両保険(一般補償)(免責金額0~10万円):200万円、全損時諸費用特約:あり、弁護士費用(自動車事故型)特約:あり、ロードサービス費用特約:あり(代車補償対象外特約セット)、車両保険無過失事故特約:あり

○払込方法 口座振替12回払

○上記保険料は令和4年1月現在の保険料に基づくものですが、保険料の改定等により変更となることがあります。

⚠ 用途車種や保険金額、等級・事故有係数適用期間、割引等のご契約内容により保険料は異なります。

●このパンフレットは概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず「タフ・クルマの保険パンフレット」および「重要事項のご説明」をあわせてご覧ください。また、詳しくは「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご用意していますので、必要に応じて当社ホームページでご参照ください。もしくは、代理店・扱者または当社までご請求ください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または当社にお問い合わせください。

●「タフ・クルマの保険」は個人総合自動車保険、「タフ・つながるクルマの保険」は「運転特性情報による保険料算出に関する特約(車両運行情報による保険料精算に関する特約用)」および「車両運行情報による保険料精算に関する特約」がセットされた個人総合自動車保険、「タフ・見守るクルマの保険プラス(ドラレコ型)」は「運転特性情報による保険料算出に関する特約」および「ドライブレコーダーによる事故発生の通知等に関する特約」がセットされた個人総合自動車保険、「タフ・見守るクルマの保険プラスS」は「運転特性情報による保険料算出に関する特約」および「ドライブレコーダーによる事故発生の通知等に関する特約」がセットされた個人総合自動車保険、「タフ・見守るクルマの保険(ドラレコ型)」は「ドライブレコーダーによる事故発生の通知等に関する特約」がセットされた個人総合自動車保険のそれぞれのペッターネームです。

●契約取扱者が当社代理店または社員の場合は、当社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがいまして、当社代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

● ご相談・お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP

〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿1-28-1
(カスタマーセンター) TEL:0120-101-101(無料)
電話受付時間 平日:9:00~19:00 土日・祝日:9:00~17:00
(年末年始は休業させていただきます)
<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>

(211001) (2021年10月承認) GB21A010607 (16-801) [IL16]